

■工場用地開発にあたり留意すべき主な法規制・手続き（参考）

法規制・手続き	あらまし	根拠法令	県担当課										
土地売買等の事後届出	一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、契約を締結した日から起算して2週間以内に該当市町村長を経由し知事に届出が必要です。 <table border="1"> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>5,000 m²以上</td> </tr> <tr> <td>うち市街化区域</td> <td>2,000 m²以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>10,000 m²以上</td> </tr> </table>	都市計画区域	5,000 m ² 以上	うち市街化区域	2,000 m ² 以上	都市計画区域外	10,000 m ² 以上	国土利用計画法第23条	都市政策課				
都市計画区域	5,000 m ² 以上												
うち市街化区域	2,000 m ² 以上												
都市計画区域外	10,000 m ² 以上												
土地開発事業の事前協議	開発区域の面積が1ha以上の土地開発事業については、知事へ事前の協議が必要です。ただし、岐阜市、大垣市、多治見市、各務原市、可児市及び高山市を除きます。	岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第4条	都市政策課										
開発許可	以下の区域で記載の開発行為を行う場合（適用除外を除く）、造成工事着手までに知事または中核市の長、事務委任市の長の許可が必要です。 <table border="1"> <tr> <td>市街化区域</td> <td>1,000 m²以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>非線引き都市計画区域</td> <td>3,000 m²以上 （可児市、本巣市の一部は1,000 m²以上）</td> </tr> <tr> <td>準都市計画区域</td> <td>3,000 m²以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>10,000 m²以上</td> </tr> </table>	市街化区域	1,000 m ² 以上	市街化調整区域	すべて	非線引き都市計画区域	3,000 m ² 以上 （可児市、本巣市の一部は1,000 m ² 以上）	準都市計画区域	3,000 m ² 以上	都市計画区域外	10,000 m ² 以上	都市計画法第29条	建築指導課
市街化区域	1,000 m ² 以上												
市街化調整区域	すべて												
非線引き都市計画区域	3,000 m ² 以上 （可児市、本巣市の一部は1,000 m ² 以上）												
準都市計画区域	3,000 m ² 以上												
都市計画区域外	10,000 m ² 以上												
農地転用	農地に新規立地する場合、事前に市町村農業委員会への届出や知事等の許可が必要です。 <table border="1"> <tr> <td>市街化区域</td> <td>市町村農業委員会へ届出</td> </tr> <tr> <td>4ha超</td> <td>知事または指定市町村長許可（国協議）</td> </tr> <tr> <td>4ha以下</td> <td>知事または指定市町村長許可</td> </tr> </table>	市街化区域	市町村農業委員会へ届出	4ha超	知事または指定市町村長許可（国協議）	4ha以下	知事または指定市町村長許可	農地法第4条、第5条	農村振興課				
市街化区域	市町村農業委員会へ届出												
4ha超	知事または指定市町村長許可（国協議）												
4ha以下	知事または指定市町村長許可												
農振除外	農用地区域内において、開発行為を行う場合、市町村農業振興地域整備計画（うち農用地利用計画）の変更（農用地区域からの除外）が必要です。農用地利用計画の変更には知事の同意が必要であり、一定の要件を満たす必要があります。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農村振興課										
林地開発許可	保安林以外の地域森林計画対象民有林において1haを超える開発行為を行う場合は、林地開発許可制度による知事の許可が必要です。	森林法第10条の2	治山課										
自然公園内における行為規制	法及び条例に基づき指定された自然公園では、各種の行為が規制されています。開発行為等を行う場合は、許可または届出が必要です。 <table border="1"> <tr> <td>国立公園</td> <td>環境大臣（一部知事）許可</td> </tr> <tr> <td>国定公園</td> <td>知事許可</td> </tr> <tr> <td>県立自然公園</td> <td>知事許可</td> </tr> </table>	国立公園	環境大臣（一部知事）許可	国定公園	知事許可	県立自然公園	知事許可	自然公園法第20条、第21条、第33条 岐阜県立自然公園条例第9条、第19条	環境企画課				
国立公園	環境大臣（一部知事）許可												
国定公園	知事許可												
県立自然公園	知事許可												
自然環境保全協定	開発区域面積が5haを超える宅地の造成を行う場合には、あらかじめ事業者と知事とで「自然環境保全協定」を締結します。	岐阜県自然環境保全条例第36条	環境企画課										
環境影響評価	一定規模以上の開発事業を行う事業者は、事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価の手続きを行う必要があります。 ○工業団地造成事業の場合 <table border="1"> <tr> <td>法対象事業（第一種）</td> <td>施行区域面積100ha以上</td> </tr> <tr> <td>法対象事業（第二種）</td> <td>施行区域面積75～100ha</td> </tr> <tr> <td>条例対象事業</td> <td>施行区域面積40ha以上</td> </tr> </table>	法対象事業（第一種）	施行区域面積100ha以上	法対象事業（第二種）	施行区域面積75～100ha	条例対象事業	施行区域面積40ha以上	環境影響評価法第3条 岐阜県環境影響評価条例第3条	環境管理課				
法対象事業（第一種）	施行区域面積100ha以上												
法対象事業（第二種）	施行区域面積75～100ha												
条例対象事業	施行区域面積40ha以上												
埋蔵文化財調査	周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合は、該当市町村教育委員会を経由し60日前までに県教育委員会への届出が必要です。遺跡を現状のまま保存できない場合には、埋蔵文化財の発掘調査が必要です。	文化財保護法第93条	文化伝承課										

■工場建設にあたり留意すべき主な法規制・手続き（参考）

法規制・手続き	あらまし	根拠法令	担当課
建築確認	建物の新築等の際には、事前に建築主事または指定確認検査機関から確認済証の交付を受けなければ、工事を始めることができません。	建築基準法第6条	県建築指導課
特定工場の新設届出	敷地面積9,000 m ² または建築面積3,000 m ² 以上の製造業等に係る工場等については、着工の90日前までに該当市町村長への届出が必要です。一定面積以上の緑地面積等の確保が必要です。	工場立地法第6条	県企業誘致課
公害防止	公害（大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動）を発生するおそれのある施設を設置する場合や施設の建設などで土地の形質を変更する場合は、事前に届出が必要になる場合があります。	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 土壌汚染対策法 県公害防止条例 など	県環境管理課
高さ制限	飛行場周辺には、飛行場周辺における物件等の制限及び無人航空機の飛行ルールが定められております。また、景観上、建築物の高さが基準を超える場合は、事前に届出等が必要になる場合があります。	航空法 景観法 など	航空自衛隊岐阜基地 市町村景観担当部署

なお、上記は工場用地開発や工場建設を行う場合の主な法規制・手続きを示したものであり、地域によってこれら以外の法規制・手続きが必要な場合があります。

